

1. 7月2日(第10日目) (午前10時3分開議)
(午後12時48分閉會)

2. 出席議員(16名)

1番 伊保清安	3番 石川真大
4番 渡名喜庸仁	7番 比嘉盛榮
8番 又吉正弘	9番 棚原兼信
10番 稻嶺正康	11番 安次富盛信
12番 大川昇	13番 知名朝司
15番 仲村春仁	16番 武島行男
17番 佐喜真弘	20番 伊坂清次郎
21番 仲村盛光	22番 古波蔵清次郎

3. 欠席議員(4名)

5番 宮里敏行	14番 崎岡正尊
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌

4. 議事説明員

市長 崎岡健一郎	助役 沃岷安一
総務課長 多和田真一	都市課長 兼村兼昌
建設課長 高宮昇	
水道部長 仲村春盛	営業課長 奥里将弘
会計課長 天久実	工務課長 金城健榮

5. 議事事務局職員出席者

局長 末吉健男	庶務課長 照屋毅
議事係長 島袋真由	書記 比嘉定治
書記 仲村春夫	

第77回宜野湾市議会定例会議事日程表

(第12号)

1970年7月2日午前10時開議

- 日程第1 諮問第1号 宜野湾市水道事業給水条例違反に伴
り過料処分について
- 日程第2 陳情第3号 都市計画の一部修正について
- 日程第3 選挙第2号 宜野湾市選挙管理委員会委員及び補
充員の選挙について

議 長

本府より第17回直野湯市議会
定例会第12日目の本会議を開く
こと。

本日の日程は右手元に掲書に
ありて議事日程表第12号の通
りであること。

(午前10時より開議)

議 長

日程の第1. 諮問第1号直野湯
市水道事業給水条例違反に
付の過料処分についてを議題
としたいこと。本案について、一
証事務局長をして朗読せし
めたいこと。

議 長

第1休憩～たいこと。(午前10時4分)
再開～たいこと。(午前10時17分)

議 長

本案に対する説明を求めたいこと。

水道部長

御説明～たいこと。本案については、
本府休館中の事い前長の方から
朗読がなされた通りであること
を以て、野嵩、175号着地は経新を

もつておりました。液体地質調査、約5
 身位前がらメーデーの前がら10170
 名。給水管をつたひておられた。1割
 着水しての判断のせいで我々も
 手しては給水条例の方を従はざる
 途を適用した。過料は
 分をしたら。この処置は少し
 して異議の申をがひかれておりました。
 けれど、我々も少ししては、この料
 の過料が、過料を料して適当か
 どうか、これが是非。もちろん、過
 料の額の適否をお諮りしたので
 は提案してござります。この間の
 検査料はつけられたりしてござ
 ります。内容については、検査
 の検査の方必要がある。思
 います。それから御検討を願
 います。異議申
 したところのほうの。これは、中
 国は、過料の方をいわれて液体
 地質調査の使用水量。1割に際
 の給水水量を座敷のメーデーの
 でおられた。この水量でござ
 ります。これか我々がこの給水管
 例違反して過料を料して通知
 する。一着、最後の
 一着が、この条例の部分。全く同
 類のこと。おりました。検査料
 は、メーデーの前がら配管に

花部等と、これから更に新線の方
が、これ印がどうもかまらぬ感じが
が、これ印がどうもかまらぬ感じが
縮水工事検査の結果配管の
におつた10170を承してござります。
さかして御検討を願ひたいとす。

議長
本案に対する懐疑を断ります。

議長
暫く休憩いたします。(午前10時25分)
再開いたします。(午前10時25分)

司 査
水道部長にお伺いいたします。この
案件は過料収入に対する異議申
立てがござりますが、この異議申立てに
対しては趣旨説明がなされて
ござります。議会の諮問に依りまして
為る上では、異議申立てに對して
は、おのり決定をしておりますので
お、審議を始める前にこれがお
お聞かせ願ひたいとす。

水道部長
お答へいたします。過料収入に
対する異議申立てに對しては、
市町村自治法140条の2の規定

案に對し、議定に諸國を以ていふ
 所の概定が中に入れておられる
 こと、一應としてお語りして、その
 中で、水道部單獨の考案
 ではないかと申し上げて、裁
 料に對しては、絶對
 同量、一カ、二カ、三カ、私に考
 えておられる、しかし、その判断
 のも、多分、同一の考案に
 上、私、又、縦横、同、裁、を、ご、ご、
 考へ、お語り、その裁、ご、ご、
 考へ、その考へ、調査の結果は、
 仰、お、お、お、お、お、お、
 仰、お、お、お、お、お、お、
 仰、お、お、お、お、お、お、

予 審

この過料知原に付し、お、お、
 お、お、お、お、お、お、
 お、お、お、お、お、お、
 お、お、お、お、お、お、
 お、お、お、お、お、お、
 お、お、お、お、お、お、
 お、お、お、お、お、お、
 お、お、お、お、お、お、
 お、お、お、お、お、お、

營業課取

液、地、質、情、況、の、概、況、を、
 情、況、を、概、況、を、概、況、を、

1. 天方寸のていごりりせしり上げ
 2. 此の身身でもおのりし思へ
 3. 才力けり。十一月、ルリがなして十一月
 4. 在りすと方方場所。此れがランを回
 5. 小れは備后。十一月は方方歌七
 6. 有。いかに。常時は此れを候小のて
 7. 地下から掘ったれもめで能常にて
 8. 果際には十一月を運るわもめを
 9. 此れを地下を掘ったれれれ下
 10. 型で水をしつて一方のおおのり
 11. 部七有。此れは此れを此れ候過料
 12. を付して其書を書いたれ七有。此れ
 13. がし其多に小れつてこの知置せ有
 14. り七。所の類に味多方方て其多の
 15. 語し居へ得たれれ歌七有。此れ七
 16. 当上もして此れつて此れをいれめは
 17. 粟がたれめ七。しつて此れ七現在此
 18. 九れ七一方過料類は此れ多て有
 19. 方程候情状酌量七おし九れれ類
 20. 何七有。此れ七。此れに付して此れ
 21. 本トも納得して。此れに付して此れ
 22. 方此れつて此れ候にこの果議申上
 23. て聞九色つて九て一方つて此れ
 24. 七あり有。

方 着

1. 此の類の類明のつらの方で。最
 2. 初は方方めしつて此れ知置。過料凡
 3. 此れに付して本トが此れつて此れ

お方に納付済と申すはどうか
聞かされたが、どうも訂正済みか。

営業課長
付、どうですか。

お着
当向の説明に訂正済と納
付済と申すはどうか。

営業課長
5月18日です。

お着
この訂正について知って頂くのは何
れ位ですか。所 向向に訂正済
と申す。当向の説明に訂正済と
納付済と申すはどうか。訂正済
と申すはどうか。訂正済と申す
はどうか。訂正済と申すはどうか。

営業課長
直接話し合ったのは私ですか
ですか。訂正済と申すはどうか。
訂正済と申すはどうか。訂正済
と申すはどうか。訂正済と申す
はどうか。訂正済と申すはどうか。
訂正済と申すはどうか。訂正済
と申すはどうか。訂正済と申す
はどうか。訂正済と申すはどうか。

がやいておりました。

ろ 着

この果議申立書の文体がらして、
 或は果議文がらして、本人が多ん
 だしおかしこの知遣が得られお
 の場后に行既許証に持込込
 れた此が十分の同証である。これは、
 以上で、このように同類を所議
 は語同をあげておりました。当局
 の果議申立書との同に書かれた
 過おにあげた色々のやりとり、言部、
 これは中が、証書に持込込
 場后には重畳の文+身にのり
 である。このため私には細か
 七開しての証書が、得り
 開いた。議明に、相手は細
 証、私の方で言った申立、
 以上で、この同証に
 知一方おかりました。

常業課長
 直情証書……。

ろ 着

誰れが傍七開して、同
 証、この証書が、相当
 証書、証書の場后には、
 証書、証書の場后には、証書

万 着

その旨は、その事業を円滑にする
ための組織設計中に述べたように
してはならない。

營業課長

はい。はい。一応相手は認めて
おられるので、この最初の趣意
は、今のところ、その現在お話し
の内容、お話しの方は、部長にも
話した。部長にも話した。部長
にも話した。部長にも話した。
部長にも話した。部長にも話した。

万 着

一寸待つて下さい。今、部長にも
話した。部長にも話した。部長
にも話した。部長にも話した。
部長にも話した。部長にも話した。
部長にも話した。部長にも話した。

營業課長

はい。

万 着

その旨は、組織設計者が部長にも
話した。部長にも話した。部長
にも話した。部長にも話した。
部長にも話した。部長にも話した。
部長にも話した。部長にも話した。
部長にも話した。部長にも話した。
部長にも話した。部長にも話した。

七が才匠考に引かれています。従って現
 在の諸同業体の審議の時流に
 おいてはこれを念頭に置いて質疑
 をして一方説くべき。一方から説明
 した側を妨げるわけ、聞かされた側
 も相手だけ、いかに当事者双方
 一人が一つであった場合には裏付け
 が付く限り、たいては証拠にはたす
 けは説くべき。

深にもう一点、回顧された一方資料
 の写集。これは同業体の説明に引かれ
 た又一月一日より一月五日迄の日記。此
 等は説明に引かれた日記の写集である
 べきである。

常業課長

以上を申し上げます。これが又一月一日
 まで……。

方 答

これが又一月一日まで。第通二
 の手紙に水道管敷設工事の場合
 あり工事をしてもらう場所が下の天
 位の場合には大体掘りかきして
 なければならず、つまり、その工事をする
 場所には水道管の下の土を掘りかき
 掘りかき、敷設するに当たっては
 下の場所を掘りかき、その
 部分の工事をしてもらう場合は、その掘

の面積を振りかえしませう。大体で結構です。別に何元かがこの間のじやないして、おおよその見当で結構です。

工務課長

普通水とパイプの取り出しは1尺四方位でも工事可能なところもございませう。1尺と申しませう。以下の場合でも工事できる場合があります。場所によって深さが相当ある場合は1メートル位の掘り場もございませう。

局長

異議申し立て書の1ページの下部に読んで14行目、「私は最初の給水工事担当員に申し込ませた。その後の給水工事も施行して貰ったので、その後の風呂場……」云々を記しておいた。私は最初の給水工事は申しませうが、その最初の給水工事はいつおこなったか。お江心のお指庵店が工事されたか。

工務課長

床の噴料を掛った事はお知らせ済み……。

方 者

場 店に於ては、その工事をした
指定店、これにその諸同条件を
直下からその編考人として時
際が或る事方かも知れませぬ。
それと私の側同にお答に有る
うらまひでありませぬ。此れは
お準備がせられて又、関連に
集同の在りませぬ。

水道部長

先、方者議員から異議申し立て
され方前より一応了解を致した
らうと、その格好に對する
か、ご承知の事なれども、一
つ補足したる
事ありませぬ。

最初、願は償にありませぬが、
一応通知に、その翌日
思ひませぬが、市長に、
つた異議の申し立て
これに願てござる。これに、
心私も時折は、その
市長の本人の諸、
これに、
その屋は、
此れに、
所創に、
此れに、
この異議に、
或は異議が、
知れませぬが、
此れに、
此れに、

之を執行に停止するの必要は有らざるに
しを以て之を決定せしむるに依り
たり。

營業課長

御説明の如し。現在代りか
して之を安置し、治水行政が
なされる時点を以てして新設して
現在代りの申請は其の正式の
工事のときは治水に依りたり。
この中の治水条例違反は過
料を科す根拠として自治体は
之を行わしむるに依りたり。
自治体の156条に不正行為に
対する過料を一律過料を科す
ものとす。156条に依り、不服の
場合は140条の二第1項の規定
による。異議申立てを以てして
之に依りて当局は議会の諮問に
依りて之を以てしむる。此の
中が不服がなれば主席に申し
出。此の不服がなれば裁判所
の。之を以てして現在が
一応代りては議会の諮問に
依りて之を以てしむる。

了 巻

おつて之を通りたし思ふべきが異議

申立があつても執行を停止する必要
はないといふ規定があるばかりで
ないが……。これでは国連管内に
移り出すが、従来のとおり、管内
案件に対して、議定は、当局のこ
れ措置は正しいからこれに基づい
て進めていふといふ趣旨の結論を
出した場合にはこの問題の解決
はどの位の期間があれば解決で
きるかと。

常務課長
就ては……。

ろ 者
つまり当局のこつてゐる現在の過料
処分。これは正しいから執行すべきで
ないといふ趣旨の結論を出した場
合、当局は当然議定の結論を
得て、これに基づいて何らおそれ
ない移り出すを得せしめ、これに
どの位の期間のこの問題は解決
できるかと。具体的に執行の心配
はなすべからず、強制的執行も
ないといふべきである。この
ため私は……といふべきである。

常務課長
これについては議定の意思が決
まらぬ……

突して我々が正しければ、その通りである
ものとするならば我々としては、
私に期日を求め、あなたに命乞いを出
し、お返しに死にわければ、縮水
停止ということになる。

ろ 翁

水道部長にお尋ねいたします。
既述の趣旨説明で、当局のレターに
お指しは同趣旨のものと見えて、
レター趣旨の誤りがあるから、
レターを訂正するに異議申立の趣旨
と比較した場合、完全にレターが訂正
される。そこで、当然異議申立
者は次の訴訟に或はもつて、
レターが訂正される。レターには
法廷に弁論士を雇う必要はない
代理人を雇う必要はない。何れも
必要はない。

水道部長

局の段階で行政訴訟の申し
出がなされるが、もしレター
の段階にない場合、必ずしも
行政訴訟を雇う必要はない
と見えておられる。

ろ 翁

私はこの件を同様の弁論士を

難の必要は如何にいふに依りて考
へたりませぬ。水道部の陳述に
この位の問題に對して年費土を
難を付ければ果議申立に對して自ら
の主観に依りて立証する力に
乏しきなり。

水道部長

いや、私からはなかり申し上げまして。
必置に於てはの問題をいふに依りて
私に先申し上げられたるに依りて
的にばお話しする人がいふに依りて
いふに依りてはなかり申し上げませぬが、この
果議申立の文書にもいふに依りて
に故意のものが既に過失と見做す
おのれが先づいふに依りて、過失の場合
に於ては先づいふに依りて、この果議
申立の骨子に於ていふに依りては
と私は判断しておりました。これは判
断をいふに依りて、果してこれが故意
なれば、或ははなかり過失のみに
ていふに依りては先づいふに依りて判断
は然るがやうに私に依りていふに依りて
この判断が如何なるかは私は絶対に
先づいふに依りては、故意と判断
しておりました。

お 終

三月一日午後五時前より

おいしうにせは知いておがうれし
 のれを言つておりすが、れしおれ
 してあかたせおか、先程私が
 向した第1回の工事請負店はれ
 心あかた、いんれれめかけし関係
 してあかた、ゆゑ、これれれれ
 何り下すすが、しんれれれれれ
 心あかたこれれれれれれれれ
 心あかたこれれれれれれれれ
 せらるるを得せし、行政事件
 訴訟特別法第11条、読り上げ
 する、第2条の...、第2条のしん
 力は公営企業法第2条せありす、
 第2条の、訴訟標的があつた場
 において、原告に違法せはあかた
 一切の事情を考慮して原告を取り
 消し、又は変更するこれが公営の福
 祉に適合しおれれれれれれれ、裁
 判所は請求を棄却するこれがせ
 る、要約する、原告がしんれれ
 料知分は既に違法せしれ、これ
 に対する異議申立は公営の福祉
 の面からして裁判所は棄却するこ
 れもせらるるしんれれれれれれ
 有、この条又は公営企業をいかに
 熱知してあかた、これれれれれれ
 せありす、統一のれれれれれれ
 しんれれれれれれれれれれれれ
 注意せらるるしんれれれれれれ

相手側が書類に持参された場合
后、どうなればいいのかも分からず
おじめ私に関係する部分について
質問をされている部分があります。
そのほか、そのほかにも一応は関連を
して先程お礼の葉面に答えて下さい。

水道部長

順を追って御返事申し上げます
思います。その工事の施工は1961年
9月2日に山里をりきり氏の手に
て工事なれしております。

ろ 希

その山里をりは現在市内にあり
あります。

工務課長

市内にはありません。

ろ 希

ぜひおられたいです。

工務課長

那覇の方へお送りします。

ろ 希

水道関係の件にはお答えして
いただきます。鬼ヶ原の公道野

790
湯市では現在おし河の調査が
かゝつてゐる。

3 査
もし議定がその条件を著述の
ために本人を署名大として時必要
であった場合の時であるが、
必要があった場合。

工務課長
時であるらうと思つてゐる。

4 査
当局が、水道部当局が、相手が
訴訟にまつた場合に対応して
既定方針を採るのことで相手の新
訟に能く対応するのことで識念の納
束がなされるべきであると思つて
上にも思つてゐる。しかし、署名
人は時必要性はこれであるので
付して、最初山尾氏が署名を
示すのである。この場合の場
合、この工務課長は、この
署名を本人が、この工務課長について
この工務課長に認識してゐるが、この
工務課長の範囲に認識してゐるが、これ
を私は聞かぬので、この工務課長の
時向の都庁があり、この工務課長
は、先申し上げ、この工務課長の範囲に

及びに要約に答弁は已ていたが
 現在に上界の事。
 水道部長に答弁を依頼しては、
 果議申立に付して、当局の決定が
 現在に付しては、造料に付、其の事
 手取に付しては、内容の決定を以て
 場存、この決定に付して果議
 申立者が不服に付して理由を
 以て持たる場存の水道部当局は、
 現在の立場を執るに付して最後まで
 局の事なれば、能く戦つては自信
 が有りませう。

水道部長

同論を以ておられます。ただ、今迄
 公衆の福祉のためには、何れも裁
 判所に付して下り、其の事も、何れも
 御説明もございませうが、何れも
 其の事なれば、其の事なれば、公衆の
 福祉に付して、其の事なれば、其の事
 なれば、其の事なれば、其の事なれば、

答

結局、当局の決定に付して、不服
 が有る場存に付して、其の事なれば、
 其の事なれば、其の事なれば、其の事
 なれば、其の事なれば、其の事なれば、

水道部長

以上、ご説明申し上げます。

3 番

貴方線が山がれば私個人に
おしよしてはこれ以上特に必要は
ないと思っております。一応質疑を
お受けいたします。

8 番

審査の関係上、所先が審判の御
質疑がありおしよる場合は、重要
な問題であるかと思っております。所
先、水道部長としての御答弁は同
様の趣意でございまして、許認可
の問題については、当然市長の責任
についてお答えをしております。

おしよる場合は、所先の質疑
同様に御答弁の趣意でござい
ますが、市長としても十分受け
御意を承知しております。

9 番

お答えいたします。この二つの問題
は別々では、担当課がそれぞれ
で御答弁をさせていただきます。市の福祉
に付いては、同様の趣意でござい
ますが、この問題は受けとるに
おきまして、おしよる方は受け
とっております。受けとるに
おきまして。

諸の諸事にも伺った訳ではございませ
 ぬが、この大の本職は在官でござい
 ます。先此で元々申した通り何がや
 った場合にもなして水道部へ行って
 下さるという方向の方からある
 程度の水道の部へ行って下さる
 が何とやら見極見真似の上で諸君
 様も考へておられます。本職はござい
 ません。

ろ 希

この案件は、在官諸君にございませ
 んと伺っておられますが、私が先程議
 論した通りこの資料は在官に
 流してはならないと当局が用意に
 いたる決定あり、これを諸君案件に
 具体要項として追加される考へは
 ございませぬが、このようにござい
 ますから形式の諸君案件に
 考へておられますが、おそれば議
 論が成るべきでございませぬ
 論を成るおそれございませぬ。

水道部取

諸君案件の項目には入れてござ
 いませぬが、この後々地場へ
 資料にございませぬという見出しで
 意見を述べたございませぬが、この通
 りを申し渡されるという見出しは

おぼろげな。結局前記の件は
給水停止の処置が水道部に
これに最後処置でござります。

ろ 審

結局案件に、具体的に勝字の水
の取りやめが、先程私の質問に答
えに、前記の場合にこれに必要
な措置、これとやらを述べた。

水道部長

でございます。これはやむを得ないかと。

ろ 審

はい。おぼろげな。その点の件は解説
して参ります。

議 長

10分間休憩いたします。
(午前10時40分)
再開いたします。(午前11時15分)

議 長

質疑生じます。

議 長

休憩いたします。(午前11時19分)
再開いたします。(午前11時20分)

議 長

本案に対する質疑を終りたこと
思いますが、御異議ございませんか。

議 長

御異議ありませんので、質疑を終
り討論を求めます。

議 長

討論を省略したいと思いますが、御
異議ございませんか。

議 長

御異議ありませんので、討論を
省略したいことと表示いたします。

議 長

諸君、第1号宜野湾市水道事業
条例違反に伴う過料処分
について表示いたします。

本諸君、過料処分の是非
についてはこれを是非とし、過料額
の適否についてはこれを適当として
答申するに御異議ございませんか。

議 長

御異議ありませんので、本
諸君、第1号の可否については可
とするに御異議ございませんか。

議 長

次は日程の第2.陳情第3号都市
計画の一部修正についての上程に
いたします。

議 長

休憩いたします。(午前11時21分)
再開いたします。(午前11時25分)

議 長

本案に対する質疑を許します。

議 長

休憩いたします。(午前11時26分)
再開いたします。(午前11時26分)

16 審

都市計画委員の一言を聞かします。
都市計画法の施行に当たっては道路
法も改正される訳ですが、この場合
において建築規制がなされるかと。
その建築規制をどうするか、その規
制をする場合、これは色々の条件が
あります。その都市計画をどうする
問題、これでもっと中が中の中
のものがどうか。という事は、この
先も見られ、自身にたいして今後
あるいはこれ以内、これにたいして
おのれ都市計画道路の改正も

行に於ては、位置を構わぬのは、これは
 解当と見らる。これがわが国時限の
 見られしところの計画、これについて
 も、この中に含まれては、いかにあるか。
 申すところは、やはり計画、これに又
 時限が見られるという事は、何れも言
 明しや、いかにあるか。これに又
 未来に對する設計というものは、これ
 は是非必要である。しかしわが国首都
 計画に於ては、これには日常の経済
 生活というものが非常に強い影響を
 與へておる。激刺射である。この
 一は、わが国に於ては、ある程度中に
 含まれておる。この一は、建築をいかに
 含む。この一は、交通の便、道路
 の開設、これらも、わが国の時限が、東
 北場、この経済生活、これに於ては、
 この一は、都市設計、これに於ては、
 この一は、照会して、いかにあるか。現在わが
 国に於ては、都市計画、これに於ては、
 この一は、規制、これに於ては、
 この一は、都市設計、これに於ては、
 この一は、内容、これに於ては、
 なるか、いかにあるか。

都市設計

おおむね、いかにあるか。おのれ、
 なるか、いかにあるか。私、
 なるか、いかにあるか。

是の如きいふ問題は、
 此は何れが討つべきか、
 考へたのでございませうが、
 都市のつぎあたりにも一応
 私論を固めたのでございませうが、
 つぎの場合にもいふ問題が
 生じらるゝので、方法が
 いろいろある。市単独の考へ
 でおくことも、市中にも
 いろいろある。向うでも
 市においで、何か
 心も手も、或は10身
 くらいが、いふこと
 して対策を考へて、
 いろいろある。これ
 が、直野議して、
 毛これは一応は政府
 の認可も受け、
 以上は政府も調整
 して、いふこと
 方法も、いふこと
 研究して、いふこと
 ありませう。これ
 が、土地の
 問題も、いふこと
 ありませう。これ
 も、新都市
 計画に、いふこと
 して、
 施行が、
 土地購入が、
 先買の
 権限が、
 ありませう。又、
 場合に、
 放免は、
 以上は、
 地主は、
 先買の
 権利も、
 ありませう。この
 時、
 新都市
 計画は、
 調整も、
 いろいろ
 ありませうが、
 何
 し、
 財政
 の
 問題
 が、
 あり
 ませう。財政
 生
 産
 力
 の
 増
 進
 が、
 あり
 ませう。若し、
 財政
 力
 が、
 あり
 ませう。

1. 本市の新都計画は従来の都
 計のあり方が異なり、計画立案の
 場面に土地を公衆に開放し
 てこれを競売を求めて政府に申請
 する方式により、更に行政
 府におおむね認可の段階でも公
 衆の意見を聞いて認可するとい
 うのが、新都計画の特色であり、その
 心、新都計画は従来のいかに決ま
 りがちなもの。以上が、この範囲内
 でおおむねの趣意である。

20 答

陳情者の理由に、このとおりだが、我
 りは、この日の塩野崎市役所にお
 いて、市長、助役、都計課長以下
 係が全員出席して都市計画課
 長のポール・プランナーが、現在のこと
 である。将来において実現の可能性
 が、このことをいふに、競売に
 なる理由付けが、このとおりだが、
 市長は、都市計画は全面的に在
 定しておられる方が、御答弁願う。

市長

お答に、このとおり。これは、若くは
 このことは、競売に、このとおりだが、
 市長は、このことをいふに、競売に
 が、このとおり。このとおりだが、このとおり

を申し上げを親でござります。

20 番

しかし、これには全然実現の可能性が在りやうか……。

評 査

当分は実現の可能性は在りやうか
上げたりする。

20 番

当分？ 将来において、これら
が、世の中の事が正しきか。

評 査

この二つが、おのづから
解を何こうは、おのづから
おのづから思ひます。

20 番

これは、おのづから
おのづから。

議 査

休館の在りやうか。(午前11時30分)
再開の在りやうか。(午前11時45分)

評 査

この陳情の報告内容を見たい

場石。我々第一若しこれに実感がある
と利来白へがもしれせんけど。し
かし当業者の立場がどうかとせば
大元の線刻の困難で何かの私
は推察が方部でありませう。そこで
その内容を見た場合ならば、特に家
政若内容の中からの同義のことは、お
おのし陳情して行った方ならばこのペ
ルゴラにこれらについては実現がある
この都市計画のペルゴラにこれら
ものは単なる、計画は単なる事業
にこれらを行うに考えているかもしれ
せんけど、しかし、市民としてはこれ
は理想的な計画があり、当然実現
可能にこれらを行うにこれらペルゴ
ラにこれらはおおのしこの見方
をしていられる。又、当然にこれら
ありませう。我々もこれらを見方をして
ありませう。しかしながらこれを単
なるペルゴラにこれらにこれら
は見過しむるにこれらにこれら
このものがこれらにこれらにこれら
一体の人間はこれらにこれらにこれら
してこれら理解があるにこれらにこれら
は推して知るべきでありませう。そこで
過去の言葉のあやふや、或は曲解
或は誤解してこれらにこれらにこれら
しかし私はこれらにこれらにこれら
確にこれらにこれらにこれらにこれら